

3. 景観基本計画



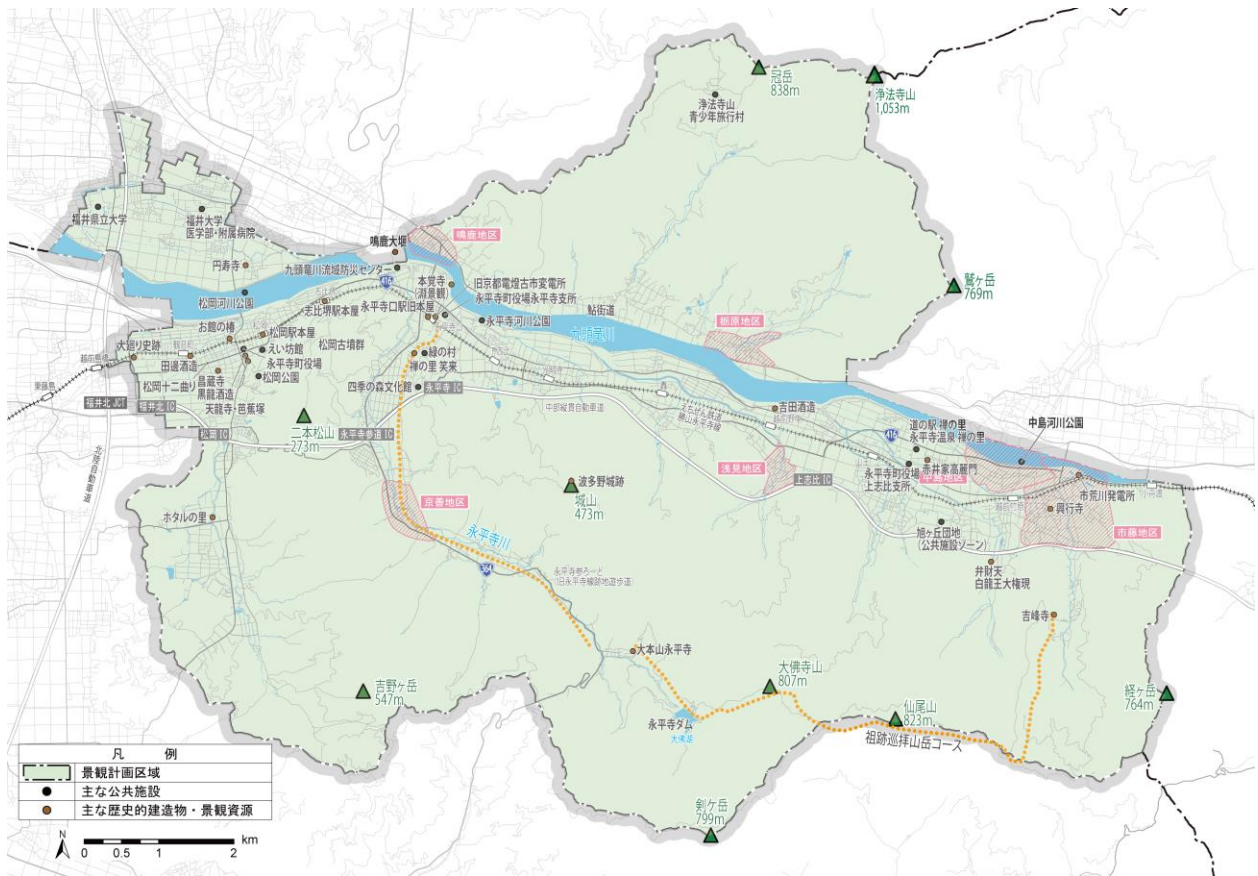
「だいすきなばしょ」

令和3年度永平寺町小学生風景絵画作品展 低学年の部 最優秀賞

(1) 景観計画区域

景観は、人々が生活を営む市街地や田園集落、農地や河川、その背後に広がる山々も含め、多種多様な背景から成り立っており、一体的な眺めとして構成されています。

良好な景観の形成や保全に向けては、これらすべての景観要素に対して、一体的・総合的な風景づくりが必要となることから、本計画では「永平寺町全域」を景観計画区域とします。



景観計画区域 (= 永平寺町全域)

今後は、重点的に景観を形成する必要がある区域を、特定景観計画区域としていきます。想定される地区としては、大本山永平寺門前地区や松岡十二曲り沿道等が挙げられますが、当該区域の住民の皆さんや利害関係者の方等の意見を聴きながら、慎重に検討します。

(2) 計画期間

計画期間は令和4年度～令和13年度の10年間とします。

社会情勢の大きな変化等があれば、必要に応じて見直すものとします。

(3) 良好な景観の形成に向けての方針

本町の景観やこれまでの景観行政の課題を踏まえ、本町の良好な景観の形成に向けて、本景観計画の基本方針を以下のとおりとします。

- | | |
|-----------|--|
| ① 風景まちづくり | 九頭竜川や大本山永平寺、地域の自然、歴史・文化、産業が織りなす「風景まちづくり」 |
| ② まちを活性化 | 風景まちづくり運動により、地域を元気に、永平寺町を活性化 |
| ③ 協働・継承 | 町民・地域・事業者・行政が協働して永平寺町の風景を守り育て、次世代へ継承 |

・景観は、山や河川等の自然、農地、歴史や文化、建物、産業、市街地、生活空間など多種多様な背景から成り立っています。

・景観づくりを様々な視点から一体的・総合的に捉えるよう「風景まちづくり」として推進します。

・景観づくりと、農林水産業・観光・商工業・経済活動・教育・身近な生活・地域振興等のまちづくりを連動させた「風景まちづくり運動」を展開していきます。

・風景まちづくり運動により、経済や産業の活性化、観光地の魅力アップ、地域活力の向上など、町の活性化を図ります。

・風景まちづくりによる町の活性化により、「優れた景観には経済価値がある。風景は大事な地域資源である。」ことを皆さんに実感していただくことで、風景を守り育てる意識が高まるとともに、風景まちづくりに関わる方々が増え、広がっていくことを目指します。

・これらの取り組みにより、町民・地域・事業者・行政が協働し、永平寺町の風景を守り育て、次世代へ継承していきます。

◎風景まちづくりの実現に向けて、小学生風景絵画作品展やフォトコンテストの開催等、皆さんが風景に触れ、風景まちづくりに興味や関心を持っていただけるよう、努めます。

(4) 景観に関して届出が必要な行為

景観法第16条の規定に基づき、一定規模以上の行為を行う場合は、永平寺町に届出を行う必要があります。届出の方法や様式は町HPを参照してください。

本計画では、これまでの永平寺町景観条例の継続性や安定性を踏まえ、届出が必要となる行為（届出対象行為）を次のとおりとします。（景観法第16条第1項関係）

対象行為	対象規模
ア) 建築物の新築等	a) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、次に掲げるもの i) 高さが10m以上又は延べ面積1,000㎡以上のもの ii) 土地利用目的が一体と認められる2以上の建築物の延べ面積の合計が1,000㎡以上のもの iii) 増築にあつては、既存建築物との延べ面積の合計が1,000㎡以上のもの b) 上記の各規定に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積がそれぞれの面の見付面積の1/2を超えるもの
イ) 工作物の新設等	a) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、次に掲げるもの i) 煙突、柱類（電柱を除く。）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設で、高さが10m以上のもの ii) 垣（生垣は除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが2m以上かつ延長が30m以上のもの iii) コンクリートプラント、車庫、貯蔵施設、ごみ焼却場その他これらに類するもので、高さが10m以上のもの又は建築面積が500㎡以上のもの iv) 電気供給又は電気通信の用途に供するもので、地盤面からの高さが13m以上のもの b) 上記の各規定に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積がそれぞれの面の見付面積の1/2を超えるもの
ウ) 開発行為	a) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、面積が1,000㎡以上のもの
エ) 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	a) 当該行為に係る区域の面積が1,000㎡以上のもの b) 当該行為に伴い高さが3m以上かつ延長が30m以上の法面又は擁壁を生じるもの
オ) 木竹の伐採	a) 当該行為に係る区域の面積が1,000㎡以上のもの
カ) 屋外における土石、再生資源の堆積	a) 高さが3m以上又はその用途に供される土地の面積が500㎡以上のもの。ただし、当該行為に係る期間が90日以内のものは除く。

(5) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

前述の届出行為を行う場合は、良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準）に適合する必要があります。（景観法第8条第2項第2号関係）

これまでの景観形成基準の継続性や安定性を踏まえながら、前章の景観行政の課題への対応として、以下の点を追加・変更し、より良好な景観の形成を目指します。

- ・地域に応じた沿道景観への配慮
- ・自然素材の活用
- ・太陽光発電設備設置の際の景観への配慮

①建築物の建築及び工作物の建設

項目	景観形成基準
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内において建築物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 ・自然や周辺の環境、集落景観あるいは田園景観との調和を図ること。 ・周囲の景観を阻害したり、突出あるいは圧迫したりするような印象をあたえたりしないよう、建築物および工作物の規模、位置に配慮すること。 ・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源への眺望を妨げないように建築物および工作物の位置に配慮すること。
イ) 形態および意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・形態については、街並みや自然、田園など周辺の環境と調和すること。 ・屋外階段は、道路から見えにくい位置にするか、見えにくくすること。 ・敷地内や建築物に付属する設備機器（空調室外機、ガスボンベ等）については、道路等公共空間から目立たない位置または見えにくくすること。 ・外壁など外部の仕上げについては、金属や反射光のある素材を壁面等の大部分において使う場合は、周囲の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないように配慮すること。 ・街並み、自然、田園との調和に配慮した面積に配慮すること。 ・主要な道路（IC 周辺や橋梁）や主要な眺望点からの見え方に配慮するとともに、対象となる景観資源への眺望を妨げない形態・意匠となるよう配慮すること。 ・松岡十二曲り沿道では、角地や道路の突き当たりなど、アイストップとなる場所において、形態・意匠・色彩等により、魅力ある景観形成に配慮すること。 ・建物屋上の設備および工作物に付属する設備について、目立たない意匠にすること。

項目	景観形成基準
ウ) 色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や周辺の街並み・家並み、田園など周辺の環境との調和を図ること。 ・けばけばしい色を抑制し、落ち着いた色合いの低彩度色を基調とすること。 ・自然景観や歴史景観等に優れた地域においては、地域の優れた景観を特徴づける自然素材の活用に努めること。
工) 植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にできるだけ緑を確保すること。特に、主要な道路から望見できる場所には、中高木を基本とした列植や生垣等により、圧迫感が出ないように努めること。 ・植栽は、周囲の自然植生と調和した樹種、配置となるよう配慮すること。 ・生垣、塀・柵などは、景観向上の配慮から高さ、意匠などに工夫すること。
オ) 太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に太陽光発電設備のパネルや付属設備を設置する場合は、主要な眺望点からの見え方に配慮すること。(建築物の屋上を除く。) ・特に自然景観や歴史景観に優れた地域に設置する場合は、植栽や板塀等を設置するなど、目立たないように努めること。

②その他の基準

項目	景観形成基準
ア) 土地の形質の変更など開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感のある長大な擁壁や法面が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面に植栽を施し、周辺の景観との調和を図ること。(ただし、道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りではない。) ・土砂など採取後、周囲の自然植生にあった植栽を施すこと。
イ) 物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の周囲に緑化措置を講じるか塀や柵などを設置すること。 ・堆積する物件が道路などから見えにくくすること。
ウ) 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による活用に努める。 ・伐採される土地や伐採される範囲が広範囲にならないこと。 ・木竹の伐採後、自然植生と調和した緑化措置を講じること。

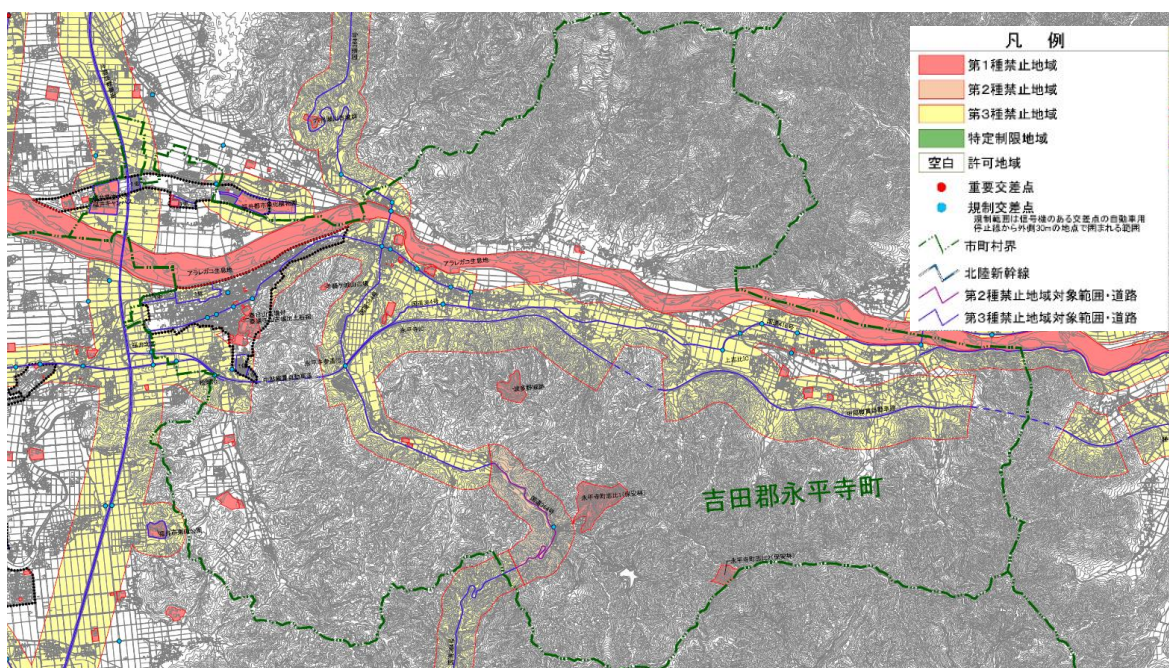
(6) 屋外広告物の制限に関する事項

屋外広告物は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法や福井県屋外広告物条例（以下、県条例等。）に基づき、地域の景観特性に応じた区域区分毎に、広告物の高さや大きさ、面積等の設置基準が定められています。

平成 28 年 10 月から県条例による規制基準が強化され、経過措置として 6 年間の猶予措置を経て、令和 4 年 10 月から本格適用開始となります。

良好な景観の形成を進めるため、今後も屋外広告物の適切な設置・管理が必要です。

一定規模以上の屋外広告物を設置する場合は、永平寺町へ許可申請を行う必要があります。



屋外広告物の規制区分図

区分	区域	主な許可基準
第1種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・松岡公園、九頭竜川など ・古墳や城跡 ・小中学校、役場、図書館など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告板 高さ 3 m 以下 ・自家用広告の面積 1 敷地 10 m² 以内 ・案内広告 設置しない
第2種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大本山永平寺及び周辺の国道 364 号の両側 300m 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告板 高さ 5 m 以下 ・自家用広告の面積 1 敷地 20 m² 以内 ・案内広告の面積 1 m² 以下
第3種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・中部縦貫自動車道、国道 416 号、国道 364 号の両側 300m ・住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告板 高さ 8 m 以下 ・自家用広告の面積 1 敷地 30 m² 以内 ・案内広告の面積 3 m² 以下
許可地域	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の禁止地域以外 ・商業地域、工業地域、住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告板 高さ 10m 以下 ・自家用広告の面積 総量規制なし ・案内広告の面積 30 m² 以下

※禁止地域では面積 5 m² 以内、許可地域では 10 m² 以内の自家用広告物は許可申請が不要

(7) 景観重要公共施設

良好な景観の形成に重要な公共施設は、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観法に基づく景観重要公共施設として指定することができます。

景観重要公共施設の指定の方針や整備基準は次のとおりとします。(景観法第8条第2項第4号ハ関係)

■ 指定の方針

道路や河川、公園といった公共施設は、地域において景観の骨格となっており、風景を構成する重要な要素の一つです。

こうした公共施設と周辺の自然、農地、建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることが望ましく、質の高い風景まちづくりを先導することにつながります。

このため、地域景観の骨格をなす主要な道路や河川、公園については、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、「景観重要公共施設」として指定していきます。

指定にあたっては、本町では県外観光客も多いことから、景観を楽しみながら本町を周遊できるよう、回遊性も考慮します。

当該公共施設管理者は指定後、整備に関する景観上配慮すべき事項（基本的な方針、整備方針、整備基準）に即して整備を行う必要があります。

■ 整備に関する基本的な方針

道路

- ・背景の山々、九頭竜川、農地、沿道建築物等の周辺環境と調和した良好な道路景観の形成を図ります。
- ・ガードレール、防護柵、道路照明等の道路付属物を設置する場合は、可能な限り、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
- ・地域の歴史や建築物等の沿道景観に応じた舗装材料の活用など、歩行者等の回遊性が高まる整備を行うとともに、街路樹等の適正な維持管理を図ります。



松岡十二曲り



永平寺まい参ろ一ど

河川

- ・護岸や河川敷等の施設整備の際は、洪水時の安全性を確保しながら、可能な限り石材などの自然素材を活用するなど、周辺の自然環境と調和した良好な河川景観の保全を図ります。
- ・河川敷や河川空間を利用して、町民や来訪者がサイクリング、ウォーキング、カヤックなど多様なアクティビティに親しむことができるよう、河川への親水性を高める整備に努め、水辺空間の活用を図ります。



九頭竜川



永平寺川

公園

- ・公園施設の整備の際は、利用者の安全性を確保しながら、可能な限り地域の木材等の自然素材を活用するなど、周辺の自然環境と調和した良好な公園景観の形成に努めます。
- ・町民や来訪者の憩いの場となるよう、公園の魅力や安全性を高める整備に努め、公園の積極的な活用を図ります。



松岡公園から見渡せる松岡市街地



松岡公園でのイベント

■ 景観重要公共施設

道路

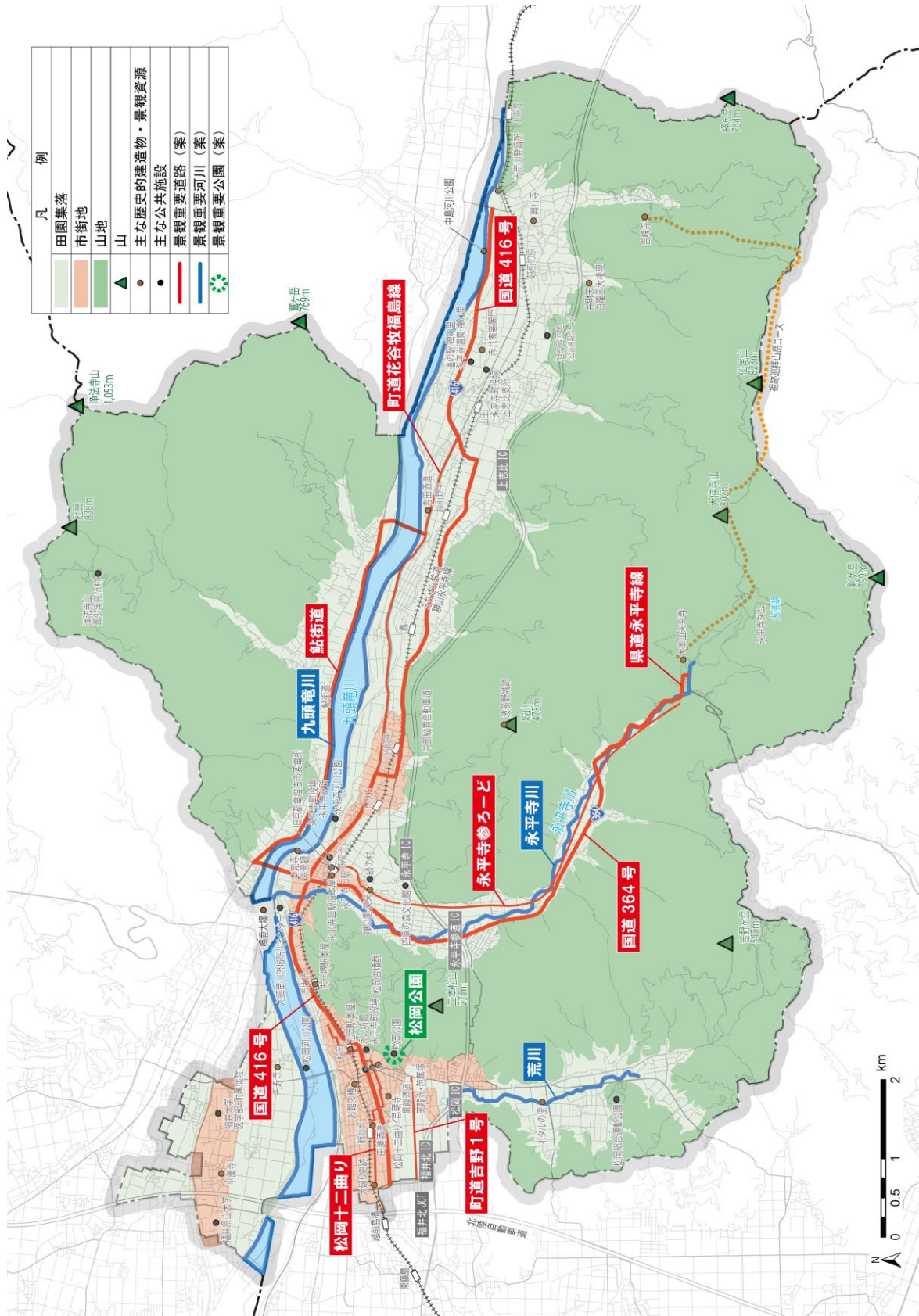
景観重要公共施設	整備方針	整備基準
<p>主要幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 364 号 ・ 国道 416 号 ・ 県道勝山丸岡線 (鮎街道) ・ 町道花谷牧福島線 ・ 町道吉野 1 号線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路や観光地へのアクセラルートとして、町民や来訪者が美しい風景を眺めながら回遊できる道路景観を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガードレール、防護柵、道路照明等の道路付属物は、可能な限り形態・色彩・素材を工夫し、周辺景観と調和したデザインとなるよう努める。 ・ 橋梁は、河川や自然景観との調和に配慮したデザインとなるよう、修景整備に努める。 ・ 街路樹は、根上がり防止など植栽環境の確保に努めるとともに、定期的な剪定など景観に配慮した維持管理に努める。 ・ 安全かつ安心して快適な道路空間の整備に努める。
<p>松岡十二曲り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町道松岡 1 号線 ・ 町道松岡 8 号線 ・ 町道松岡 25 号線 ・ 町道松岡 62 号線 ・ 町道松岡 71 号線 ・ 町道松岡 95 号線 ・ 町道松岡 100 号線 ・ 町道松岡 101 号線 ・ 町道松岡 112 号線 ・ 町道松岡 158 号線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松岡藩政時代の街並みを活かした雰囲気のある道路景観を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装や道路付属物は、可能な限り形態・色彩・素材を工夫し、周辺の歴史的景観と調和したデザインとなるよう努める。 ・ 藩政時代の歴史を体感し、安全かつ楽しく散策できる道路空間の整備に努める。
<p>大本山永平寺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道永平寺線 ・ 町道志比 2 号線 (旧参道) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大本山永平寺の厳かな雰囲気を醸成する道路景観を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装や道路付属物は、可能な限り形態・色彩・素材を工夫し、厳かな雰囲気に調和したデザインとなるよう努める。 ・ 道路の高質化など、にぎわい創出につながる道路空間の整備に努める。
<p>永平寺参り道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町道永平寺参り道<small>まい</small> <p>※自転車歩行者道かつ自動走行運転サービス「Zen drive」走行路線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景の山並みや田園風景を楽しめる道路景観を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路付属物は、必要最小限の設置にとどめ、周辺の自然景観を阻害しないよう努める。 ・ 歩行者、自転車、自動走行運転車の安全性に配慮した道路空間の整備に努める。

河川

景観重要 公共施設	整備方針	整備基準
・九頭竜川	<ul style="list-style-type: none"> ・町の中心部を流れる清流大河の自然豊かな河川景観を保全します。 ・河川工事を実施する際は、自然環境に配慮します。 ・九頭竜川の親水性を高め、水辺空間の活用を図ります。 (河川公園を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な除草や清掃、樹木伐採など、河川の適切な維持管理に努める。 ・河川区域内の施設や占有物等は、形態・色彩・素材を工夫し、自然環境と調和するよう努める。 ・九頭竜川に生息するアユやサクラマス、野鳥など多様な生態系に配慮した河川工事の実施に努める。 ・多様なアクティビティに親しめるよう、河川公園、河川敷、親水護岸等の整備や保全に努める。
・永平寺川	<ul style="list-style-type: none"> ・大本山永平寺のそばを流れいく、厳かな雰囲気のある河川景観を保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川護岸は、可能な限り石材などの自然素材を活用するなど、周辺の自然や歴史的景観と調和した河川景観の形成に努める。
・荒川	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタルが生息する自然豊かな水辺環境を保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川護岸は、可能な限り石材などの自然素材を活用し、自然環境に近い水辺空間の形成に努める。 ・ホタル等多様な生態系に配慮し、除草など適切な維持管理に努める。 ・照明施設を設置する際は、ホタルや周辺の自然環境に配慮するよう努める。

公園

景観重要 公共施設	整備方針	整備基準
・松岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を彩り、緑豊かで見晴らしがよい、利用者に親しまれる公園空間を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜や紅葉など樹木の生育状況を把握し、灌水や害虫対策等の適切な維持管理に努める。 ・眺望園地や芝生広場が快適に利用できるよう、草刈りや灌水等の適切な維持管理に努める。 ・市街地が見渡せるよう、支障となる樹木の枝打ち等、眺望確保に努める。



景観重要公共施設 位置図 (予定)

(8) 景観重要建造物・景観重要樹木

地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することができます。

町内には、大本山永平寺が建造物、松岡古墳群（手繰ヶ城山古墳・鳥越山古墳・石舟山古墳・二本松山古墳）が史跡として、国指定の重要文化財となっています。

また、大本山永平寺内には五代杉など重要な樹木があります。

景観重要建造物又は景観重要樹木として指定された建造物又は樹木については、景観法に基づき、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関して永平寺町長の許可、永平寺町と所有者が締結する管理協定等に基づく措置等が必要になります。

景観重要建造物又は景観重要樹木の今後の指定に向けた検討方針は、次のとおりとします。
(景観法第8条第2項第3号関係)

■景観重要建造物

- ア) 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物、これと一体的となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含みます。地域の景観形成に重要な価値のある建造物について、所有者等の同意を得て指定します。
- イ) 重要な価値のある建造物の基準
- i) 文化財保護法で指定された国宝、重要文化財等は景観重要建造物の指定はできない（景観法第19条第3項）。（ただし、登録有形文化財は指定可能）
 - ii) 県、町指定の文化財の建造物は、i) に該当しないので対象にできる。
 - iii) 歴史があり地域の景観形成において重要な建物（「歴史ある」とは、明治・大正・昭和の戦前期を想定）。
 - iv) デザイン（意匠）や、施工技術・技能の点で優れているもの。
 - v) 地域の景観形成において象徴的な目印（シンボル）になるもの。

■景観重要樹木

- ア) 景観計画区域内の主要な道路や視点場、その他の公共の場所から見ることができ、地域の景観形成に重要な価値のある樹木について、所有者等の同意を得て指定します。
- イ) 重要な価値のある樹木の基準
- i) 文化財保護法で指定された特別史跡名勝天然記念物等は景観重要樹木の指定はできない（景観法第28条第3項）。
 - ii) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
 - iii) 地域の景観を特徴づけているもの
 - iv) 地域住民に親しみのあるもの

(9) リーディングプロジェクト方式による風景まちづくり

第3章の景観基本計画のうち、(1)～(8)の項目は、景観法に基づき、景観計画に必ず定めなければならない、または、定めることが望ましいとされているものです。

届出対象行為や景観形成基準を定め、一定規模以上の建築物や工作物を基準により規制・指導することで良好な景観の形成を目指すものです。

本町では、景観の質を高めていくため、第3章(3)「良好な景観の形成に向けての方針」において、このような「規制型」の景観まちづくりから、住民が主体的に参画する「実践型」に転換した「風景まちづくり」の推進を位置づけました。

目に見える客観的な景観を作るだけでなく、景観を見る一人ひとりの感じ方や思いが反映された、主観的な「風景」を大切に、住民と協働した風景まちづくりを推進します。

風景まちづくりに向けては、多種多様な取り組みや事業が必要と考えられますが、町全域ですべて同様の取り組みを行うことは効率的ではなく、現実的ではありません。

そこで、今回の永平寺町景観計画では、良好な景観の形成に先導的な役割を果たし、効果を高める取り組みを「リーディングプロジェクト」として位置づけ、風景まちづくりを見える化しながら推進していきます。

リーディングプロジェクトは、現在の本町の取り組みやまちづくり等の視点から設定します。民間を含め、新たな施策やまちづくりの動きがあれば、必要に応じて、リーディングプロジェクトの追加や拡充などを行っていく予定です。

また、リーディングプロジェクトのエリア以外の取り組みについても、同様の効果がある場合や一体的に実施した方が効果的と考えられる場合等については、リーディングプロジェクトに位置付けます。

本章の景観基本計画として、「リーディングプロジェクト方式による風景まちづくり」を位置づけ、第4章でリーディングプロジェクトの具体的な施策等を示します。

※リーディングプロジェクト方式による風景まちづくりの考え方については、巻頭言の進士五十八永平寺町景観審議会会長のあいさつ『永平寺町の新「景観計画」策定に当たって』にも詳しく記載されていますので、参照してください。